

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第22号

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水
条例施行規程の一部を改正する規程

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章—第3章（略）	第1章—第3章（略）
第4章 <u>料金、使用料、加入金等</u> （第22条— <u>第26条</u> ）	第4章 <u>料金、使用料及び加入金</u> （第22条— <u>第25条の2</u> ）
第5章 貯水槽水道（ <u>第27条</u> ）	第5章 貯水槽水道（ <u>第26条</u> ）
第6章 雑則（ <u>第28条</u> ・ <u>第29条</u> ）	第6章 雑則（ <u>第27条</u> ・ <u>第28条</u> ）
附則	附則
（給水装置工事の申込み）	（給水装置工事の申込み）
第6条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、 <u>所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。</u>	第6条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、 <u>別に定める申込書を提出しなければならない。</u>
2 条例第10条第2項の規定により、 <u>工事申込者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の申込みの際、当該各号に定める書類を提出するものとする。</u>	2 条例第10条第2項の規定により、 <u>第1項の申込みの際、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を提出しなければならない。</u>
（1）～（3）（略）	（1）～（3）（略）
3・4（略）	3・4（略）
（無償譲渡）	（無償譲渡）
第15条 条例第14条の規定により工事申込者の <u>負担</u> で施行した給水装置工事について、配水管への取付口から敷地境界線までの給水装置 <u>及び</u> 止水栓は、当該給水装	第15条 条例第14条の規定により工事申込者の <u>費用負担</u> で施行した給水装置工事について、配水管への取付口から敷地境界線までの給水装置 <u>並びに</u> 止水栓 <u>及び</u> メー

置工事の工事検査後に企業団に無償で譲渡するものとする。

第16条 削除

(メーターの位置)

第19条 条例第20条第4項のメーターの位置に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) (略)

2 (略)

第4章 料金、使用料、加入金等

(料金及び使用料の計算方法)

第22条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第13項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第6項に定める額を合算した額に100分の110を乗じて得た額(その額に

ターの装置は、当該給水装置工事の工事検査後に企業団に無償で譲り渡すものとする。

(工事費の算出方法)

第16条 条例第15条第3項の工事費の算出に関し必要な事項は、次に掲げるところによる。

(1) 材料費は、使用材料の数量に企業長が別に定める材料単価を乗じて得た額とする。

(2) 運搬費は、輸送方法に応じて要した実費額とする。

(3) 労力費は、道路の掘削及び埋戻し並びに管類の接合又は切離し及び弁若しくは栓類の取付け又は取外し等の数量に配管工事従事者及び道路工事従事者の賃金を乗じて算出する。

(4) 道路復旧費は、道路管理者の定めるところによる。

(5) 間接経費は、監督料、損料及び事務経費とし、それぞれの材料費、運搬費及び労力費の合計額に100分の15を乗じた額とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、その額を減免することがある。

(メーターの位置)

第19条 条例第20条第2項のメーターの位置に係る基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(5) (略)

2 (略)

第4章 料金、使用料及び加入金

(料金及び使用料の計算方法)

第22条 条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第9項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第6項に定める額を合算した額に100分の110を乗じて得た額(その額に

1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 (略)

第25条の2 (略)

(水道施設の新設等に要する費用の負担)

第26条 条例第43条の2第1項及び第2項に規定する水道施設の新設等に要する費用は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 水道施設の新設等の工事に要する費用

ア 請負工事費

イ 業務委託料

ウ 材料費

エ 間接経費

(2) 水道施設の新設等の工事に付随する費用(以下「その他の費用」という。)

2 前項各号に掲げる費用の算出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 請負工事費は、工事の一部又は全部を請負に付する場合において、当該請負に係る費用の額とする。

(2) 業務委託料は、工事のための業務の一部を委託に付する場合において、当該委託に係る費用の額とする。

(3) 材料費は、企業団の材料を使用する場合において、当該材料に係る費用の額とする。

(4) 間接経費は、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。

(5) その他の費用は、企業長が給水に応じるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用の額とする。

1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 (略)

第25条の2 (略)

3 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

第5章 (略)

第27条～第29条 (略)

第5章 (略)

第26条～第28条 (略)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。